

② 振動の規制地域、規制基準等について

1 特定工場等において発生する振動の規制地域及び規制基準

振動規制法第3条及び第4条の規定に基づき、振動を防止する地域と規制基準を次のとおり定めるものです。

※「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場のことをいいます。

※「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、金属加工機械や圧縮機など著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。

都市計画法	振動規制法					
用途地域	規制地域	規制地域	規制基準（単位：dB）			
市が指定	市の指定（新）	県の指定（旧）	昼間 午前8時から 午後7時まで		夜間 午後7時から翌日の午前8時まで	
第1種低層住居 専用地域	第1種区域	第1種区域	市（新）	県（旧）	市（新）	県（旧）
第2種低層住居 専用地域			60	60	55	55
第1種中高層住居 専用地域						
第2種中高層住居 専用地域						
第1種住居地域						
第2種住居地域						
準住居地域						
近隣商業地域	第2種区域 （1）	第2種区域 （1）	65	65	60	60
商業地域						
準工業地域						
工業地域	第2種区域 （2）	第2種区域 （2）	70	70	65	65

備考

1 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、上表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校、保育所、病院及び診療所、図書館並びに特養老人ホーム

(2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる施設の敷地の50メートルの区域を除く。）

2 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月10日環境庁告示90号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。

3 今回定める本市の規制地域及び規制基準は、これまでの県で定めていた基準と同一です。

2 特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域

振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定に基づき、規制地域を定めるものです。

※「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、金属加工機械を使用するなどの著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。

都市計画法	振動規制法							
用途地域	規制地域	規制地域	規制基準					
市が指定	市の指定 (新)	県の指定 (旧)	区分	作業敷地境界線での騒音の大きさ	作業のできない時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
第1種低層住居 専用地域	第1種区域	第1種区域	第1号区域	75dBを超えないこと	午後7時から 翌日午前7時	10時間を越えないこと	連続して 6日を越えないこと	禁止
第2種低層住居 専用地域								
第1種中高層住居 専用地域								
第2種中高層住居 専用地域								
第1種住居地域								
第2種住居地域								
準住居地域								
近隣商業地域	第2種区域 (1)	第2種区域 (1)	第2号区域	75dBを超えないこと	午後10時から 翌日午前6時	14時間を越えないこと		
商業地域								
準工業地域								
工業地域	第2種区域 (2)	第2種区域 (2)	第2号区域	75dBを超えないこと	午後10時から 翌日午前6時	14時間を越えないこと		

備考

- 第1号区域及び第2号区域は、それぞれ次に掲げる区域をいいます。
 - 第1号区域 第1種区域及び第2種区域(1)の全域
第2種区域(2)内に所在する学校、保育所、病院及び診療所、図書館並びに特養老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域
 - 第2号区域 第1号区域以外の区域
- 「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の規制区域は、これまでの県で定めていた基準と同一です。

3 道路交通振動の限度

振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第2備考1及び備考2の規定に基づき、道路交通振動の限度に係る区域及び時間を定めるものです。

都市計画法	振動規制法			
用途地域	区域	区域	道路交通振動の限度（単位：dB）	
市が指定	市の指定（新）	県の指定（旧）	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の 午前8時まで
第1種低層住居 専用地域	第1種区域	第1種区域	65	60
第2種低層住居 専用地域				
第1種中高層住居 専用地域				
第2種中高層住居 専用地域				
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	第2種区域	第2種区域	70	65
商業地域				
準工業地域				
工業地域				

備考

- 「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の区域は、これまでの県で定めていた基準と同一です。